

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社、国

準備書面66

～基準地震動～

2019(平成31)年4月5日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士板井 優



弁護士河西龍太郎



弁護士東島浩幸



弁護士樋島敏雅



外

第1 はじめに

被告九州電力は、準備書面28において、「考慮すべき活断層」の過去の地震観測記録が存在しない場合であっても、活断層の詳細な調査結果や敷地周辺絵発生した地震観測記録に基づき、「考慮すべき活断層」の震源断層の長さ及び幅（地震発生層、断層傾斜角）を把握している旨主張する。

しかし、以下で述べるように、いくら「詳細な調査」を行ったとしても、震源断層の長さや幅を事前に把握することはできない。震源断層の長さや幅を事前に把握することができないのであれば、より保守的な設定を行うべきであるが、被告九州電力は、より保守的な設定を行っていない。また、より保守的な設定を行わない理由も明らかにしていない。

被告九州電力が、より保守的な設定を採用せず、また、その理由も明らかにしない以上、玄海原発は安全性に欠けると評価せざるを得ないのである。

第2 詳細な調査をしても震源断層の長さや幅は把握できないこと

1 これまで主張してきたとおり、島崎氏は「震源断層の長さを地震発生前に想定することはできない」との見解を示している。

また、入倉・三宅式の共同制作者である入倉孝次郎氏も、「地震発生前の情報に入倉・三宅式をあてはめると地震モーメントを過小評価してしまう」という島崎氏の指摘について認めたうえで、「震源断層の長さを地震発生前に想定できない」とする島崎氏の見解についても認めている。

さらに、東京大学地震研究所の纒纒一起氏は、「詳細な活断層調査を行っても震源断層の幅の推定は困難である」との見解を示している。

九州電力の「過去の地震記録がなくても、震源断層の長さ・幅を合理的に把握し、さらに保守的に設定することができる」という主張は、これら専門家の見解に明らかに反している。

2 事前想定ができない理由の一つは、地震が発生するような深い場所の調査を行う方法がないからである。

そもそも、基準地震動の策定に当たっては、地震は、地震発生層の内側でしか発生しない、という前提を取る。被告九州電力が想定する地震発生層は、上端深さ 3 km から下端深さ 20 km までの層である。そのような深い地下の状態を正確に調べることなどできないのである。

第3 より保守的に設定すべきであること

1 前述したとおり、「詳細な調査」を行ったとしても震源断層の長さや幅を事前に把握することはできない。

そうであるならば、過小評価となる入倉・三宅式は採用せず、より保守的な設定（例えば武村式など）を採用して基準地震動を策定するべきである。

しかし、被告九州電力はそのような保守的な設定を採用していない。

2 また、入倉氏は、「地表に数 km 程度の長さの孤立した活断層がある場合、地震学的に考えると地下には最低 20 km くらいの断層が存在する可能性が否定できない。」と指摘している（甲 A 486・5 頁）。

九州電力は、竹木場断層について、「詳細な調査」に基づいて、断層の長さを約 5 km と評価した。その上で、断層幅と同じ断層長さが広がるものとして、断層長さを 17.3 km に設定している。

しかし、入倉氏の指摘から、このような数 km 程度の長さの孤立した活断層がある場合には、少なくとも断層長さを 20 km に設定すべきである。

また、城山南断層については、陸域の長さを 11 km とし、延長海域については断層の存在を明確に否定できないとして、断層の長さを 19.5 km と設定している。

これについても入倉氏の指摘によれば、活断層の長さを少なくとも 20 km に設定すべきである。

3 さらに、被告九州電力は、竹木場断層の断層長さ 17.3 km から、松田式を用いて、竹木場断層で発生する地震のマグニチュードを 6.9 とし、城山南断層の断層長さ 19 km から、松田式を用いて、城山南断層で発生する

地震のマグニチュードを7.0と設定している。

しかし、島崎氏は、「短い活断層で発生する地震の最大規模はM7.4程度と予想される。」と指摘している（甲A487・2頁）。

この点についても、被告九州電力は、少なくともマグニチュードを7.4に設定すべきである。

第3　まとめ

以上のとおり、被告九州電力が主張するような「詳細な調査」をおこなったとしても、震源断層の長さや幅を事前に把握することはできない。

そして、被告九州電力の設定よりも保守的な設定についての指摘が、複数の専門家からなされている。しかし、被告九州電力は、それらの、より保守的な設定を採用しておらず、また採用しない理由も明らかにしていない。

被告九州電力が、より保守的な設定を採用せず、また、その理由を明らかにしない以上、玄海原発が安全性を欠いていることは明らかである。

以上